

大阪市でも公契約条例を

財政総務委 井上浩議員が質問

財政総務委員会（2月25日）で井上浩議員は、見書の採択を求める陳情書を取り上げ、採択を求めて質問しました。公契約条例の制定や、公契約法の制定を求める意「公契約」は国や自治体民間事業者が結ぶ契約のこと。受託業者で働く



井上浩議員

適正な賃金や労働条件を確保する仕組みをつくる公契約条例の実現を目指しますが、大阪市では制定されていません。

井上氏は、大阪・関西万博の工事費未払い問題に触れ、「建設業法に基

づくチェックを大阪府市や万博協会が行っていない、今回の未払いは起こらなかったと、被事業者は訴えている。ここには公契約への行政の甘い姿勢が現れている」と強調。公共工事や業務委託での労働条件を改善し、公共サービスの質の向上を目指すという公契約条例の理念を、大阪市でも具現化すべき」と主張しました。

また井上氏は、事業者決定の方法についても質問しました。市立中央図書館では、落札額の低い受託業者に代わったことで、予約した本が届かないなど、混乱が生まれたと指摘。「安かろう悪かろうの事態が起きた。最低価格方式ではなく、総合評価方式（価格その他の条件が発注者にとって最も有利なもので申し込んだ者を落札者にする方法）に戻すことが最低限必要だ」と述べました。